

「新型インフルエンザワクチン接種の範囲と優先対象に関する見解」

日本呼吸器学会理事長 貫和敏博
同・感染症結核学術部会長 渡辺 彰

厚生労働省から新型インフルエンザワクチン接種の範囲と優先対象に関して本学会の見解を求められている件（平成21年8月17日照会）については以下のように考えます。なお、全体の「ワクチン接種の範囲と優先対象」については、同様な依頼を受けている日本感染症学会がまとめた見解に賛同するものであって、本学会が主な対象としている呼吸器疾患の内容については、さらに具体的な疾患名を本見解の最後に記載いたしました。

今シーズンは新型インフルエンザに対するワクチンが国内生産分としては1300万人～1700万人分の供給にとどまると予想されているので、これを超えるワクチンの供給は見込まれないと仮定した上で、蔓延の状況と特定集団ごとの死亡率の大小とを判断の大きな材料といたしました。その上で、ワクチンの品質及び接種によって得られる効果が従来の季節性インフルエンザに対するワクチンの場合と同等であると仮定して接種の範囲を次のように考察いたします。

優先対象は介護施設を含む医療施設の従事者であり、特にインフルエンザ患者に接触する確率の高い者を最優先とします。これは新型インフルエンザ蔓延期の診療を円滑に遂行するためであります。基礎疾患（その内容については後述いたします。以下、同様です）を有する者を優先対象としますが、今回の海外における被害の集中している集団を想定しています。また、妊婦も優先対象としますが、これも同様に海外で被害が大きな集団です。

一方、月齢12ヶ月から6歳児まで、及び月齢12ヶ月未満の乳幼児に関してはその保護者も優先対象とします。3歳以下では年少になるほど免疫抗体獲得の程度が弱いことを考慮する一方で、インフルエンザによる脳炎や脳症は1歳以後のほうが多いことからこの集団を挙げています。なお、月齢12ヶ月未満では免疫能力が低いためもともとワクチン効果に乏しいことと我が国でのワクチン接種量が諸外国より少ないことも考慮いたしました。更に、小中高生も優先対象とします。この年代層は人口構成上極めて大きな集団であり我が国の流行の大きな基盤であることからこの集団を挙げています。基礎疾患を有さないが65歳以上の者も優先対象とします。従来からこの集団はインフルエンザによる被害を大きく受けている集団です。最後に、警察・消防・救急等の社会秩序維持の業務に従事する者を挙げますが、自衛隊員もこれに順ずるものと考えます。

以上をワクチン接種推奨の範囲ならびに優先対象としますが、ワクチンの供給が潤沢

になった場合にはさらなる検討と考察を必要とすると考えます。また、ワクチンの効果を過信してはならないこととワクチン接種のみが予防の有効な手段ではないこと、日常生活上の注意を含めて種々の予防策を含めた総合的な予防対策が必要であることを確認しておく必要があります。

基礎疾患としては、現在、治療を必要としている下記の疾患・状態を指します。すなわち、喘息やCOPDを含む慢性呼吸器疾患（具体的には下に記述いたしました）、心臓疾患（血行動態に障害があるもの）、免疫不全またはそれを引き起こす治療（ステロイド、化学療法など）を受けているもの、HIV感染者、ヘモグロビン異常症、長期のアスピリン使用を必要とする疾患（川崎病、関節リウマチなど）、慢性腎不全、慢性代謝性疾患（糖尿病など）、その他、呼吸機能の障害や気道分泌物の誤嚥のリスクのある患者、がワクチン接種の対象であると考えます。

以上のうち、本学会に関連のある慢性呼吸器疾患としては、喘息、COPD〔肺気腫、慢性気管支炎〕の他に、陳旧性肺結核、非結核性抗酸菌症、気管支拡張症、びまん性汎細気管支炎、間質性肺炎、塵肺症などで治療並びに綿密な経過観察を必要とする者であり、特に呼吸機能の低下している例が、ワクチン接種の優先対象であると考えます。

以上ですが、ワクチンの供給が遅滞なく潤沢に行われることを望みます。